



【事業主の方へ】

核世代再チャレンジ雇用奨励金事業

～ 事業主の皆様、活用しませんか ～

この事業は、ハローワークが紹介する**40歳以上44歳以下（「核世代」）**の沖縄県に居住する求職者を事業主が短期間（原則3か月）試行的に雇用（「再チャレンジ雇用」）し、その間に、事業主と対象労働者とで、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用への移行を支援する制度です。

【本事業の特長】

事業主は、再チャレンジ雇用中に対象労働者の適性や業務遂行可能性などを見極めた上で本採用するかどうかを決めることができます。

- 例えば・・・
- 試験や履歴書、面接だけで判断しても不安
 - 業務の遂行能力はあるのか？
 - 就業規則等は守れるのか？ など

※再チャレンジ雇用期間中（原則3か月間）に確認することができます。



【奨励金の支給】

再チャレンジ雇用を行う事業主には、**対象労働者1人につき月額5万円**の奨励金を**最大3か月間支給**します。

※1事業所あたりの対象労働者は各年度毎**10名**までを限度とし、**5名以上**の場合は奨励金支給申請時の各年度毎の常用雇用移行率が**80%以上**の事業主を対象とします。

【対象となる事業主】

- ① ハローワークに常用雇用の求人申込を提出している（又は提出する）雇用保険適用事業主
- ② ハローワークの紹介により40歳以上44歳以下の求職者を常用雇用へ移行することを前提として3か月間再チャレンジ雇用する事業主
- ③ ハローワークから職業紹介を受ける以前に当該職業紹介に係る対象労働者を雇用することを約していない事業主
- ④ 対象労働者を責任ある管理者のもとで指導できる体制があり、県内の事業所において再チャレンジ雇用を実施する事業主
- ⑤ 再チャレンジ雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日から再チャレンジ雇用を終了し、奨励金支給の申請をした日までの間に、当該再チャレンジ雇用に係る事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主の都合により解雇したことがない事業主
- ⑥ 再チャレンジ雇用を開始した日の前日から起算して過去3年以内において、対象労働者を雇用したことがない事業主
- ⑦ 再チャレンジ雇用を実施する事業所において、対象労働者の出勤状況及び賃金の支払状況を明らかにする書類（出勤簿、賃金台帳等）を整備・保管する事業主
- ⑧ 再チャレンジ雇用期間中の対象労働者に支払うべき賃金について、支払期日までに支払う事業主
- ⑨ 上記①～⑧以外にパンフレット記載の「対象条件」をすべて満たしている事業主

※ 制度の活用にあたっては、**（財）雇用開発推進機構への登録**が必要です。

※ 内容を十分確認し理解したうえで、活用希望事業所登録申込を行って下さい。

【実施期間】平成23年3月末日までの再チャレンジ雇用が対象となります。

（予算に限りがありますので、実施出来ない場合がございます。ご了承下さい。）

【この奨励金事業は、**沖縄県**から委託を受け実施する事業です。】

【ご相談・お問い合わせ先】（財）雇用開発推進機構 TEL:098-859-6140 FAX:098-859-6220